

**山武郡市環境衛生組合
循環型社会形成推進地域計画**

山武郡市環境衛生組合
山 武 市
芝 山 町
横芝光町

令和 2 年 11 月 24 日

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標.....	4
3. 施策の内容.....	5
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	5
(2) 処理体制.....	8
(3) 処理施設等の整備.....	11
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	11
(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業.....	12
(6) その他の施策.....	13
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	14
(1) 計画のフォローアップ.....	14
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	14

【添付資料】

- ・添付資料 1 対象地域
- ・添付資料 2 現有施設の概要
- ・添付資料 3 目標の設定に関するグラフ等
- ・添付資料 4 分別区分説明資料

【様式】

- ・様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1
- ・様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2
- ・様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・参考資料 様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）
- ・参考資料 様式 7 計画支援概要

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：山武市・芝山町・横芝光町

面積：210.1km²（市町村合併前の国土地理院の市町村別面積調による）

人口：60,104人（令和2年3月31日現在）

（内訳）

市町名	山武市 （旧成東町を 除く）	芝山町	横芝光町	合計
面積（km ² ）	99.62	43.47	67.01	210.1
人口（人）	29,398	7,239	23,467	60,104

(2) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を令和8年度とする。

なお、目標の達成状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

山武郡市環境衛生組合（以下、「本組合」と称す。）は、一般廃棄物（し尿を除く）の処理を目的に昭和41年3月に設立され、山武市（旧成東町地域を除く）、芝山町、横芝光町（旧光町地域を除く）※の1市2町で構成されている。

本組合圏域は千葉県東部に位置しており、東西約20km、南北約18km、総面積210.1km²を有している。

また、本組合圏域は東京都から東へ約60km、県庁所在地の千葉市から東へ約30km、成田国際空港の南約13kmと立地条件に恵まれている。

本組合のごみ総排出量は平成27年度以降増加傾向を示しており、1人1日当たり排出量についても同様に増加傾向にあるため、各種施策により排出抑制を推進していく。

令和10年度には山武市（旧成東町地域）の処理の受け入れ開始に伴い、新焼却施設の稼働を予定しており、本組合におけるごみ処理の状況が変化していることから、構成市町での処理施設の移行体制の整備並びに更なるごみの減量化・再資源化を推進していく。

※令和3年度より旧光町地域の処理の受け入れを開始する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討

本組合は、一般廃棄物（し尿を除く）の処理を目的に昭和 41 年 3 月に設立された。

設立当時は山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町の 4 町 1 村で構成されていたが、現在は平成 18 年の市町村合併に伴い山武市、芝山町、横芝光町の 1 市 2 町での構成となっている。

また、構成市町の山武市は山武郡成東町、山武町、蓮沼村、松尾町が、横芝光町は山武郡横芝町と匝瑳郡光町が合併し発足した市町である。

現在のごみ処理は、市町村合併前の体制を継続しているため、山武市の一部である旧成東町地域は東金市外三市町清掃組合で、横芝光町の一部である旧光町地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合で処理しており、この 2 地域を除いた構成市町を本組合で処理している。

しかし、より効果的なごみ減量を実施するためには各市町による施策を横断的に実施することが望ましく、そのため、処理体制についても行政区を基本とした体制への見直しが急務となっている。

以上のことから、令和 3 年度に横芝光町の旧光町地域のごみ処理の受け入れを開始し、また、令和 10 年度から山武市の旧成東町地域についての受け入れを予定しており、今後も広域化及び集約化の検討を継続していく。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、15,893 t であり、再生利用される「総資源化量」は 1,685 t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）×100）は 10.6% である。

中間処理による減量化量は 12,715 t であり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 8 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 9.6% である 1,493 t が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 14,191 t である。

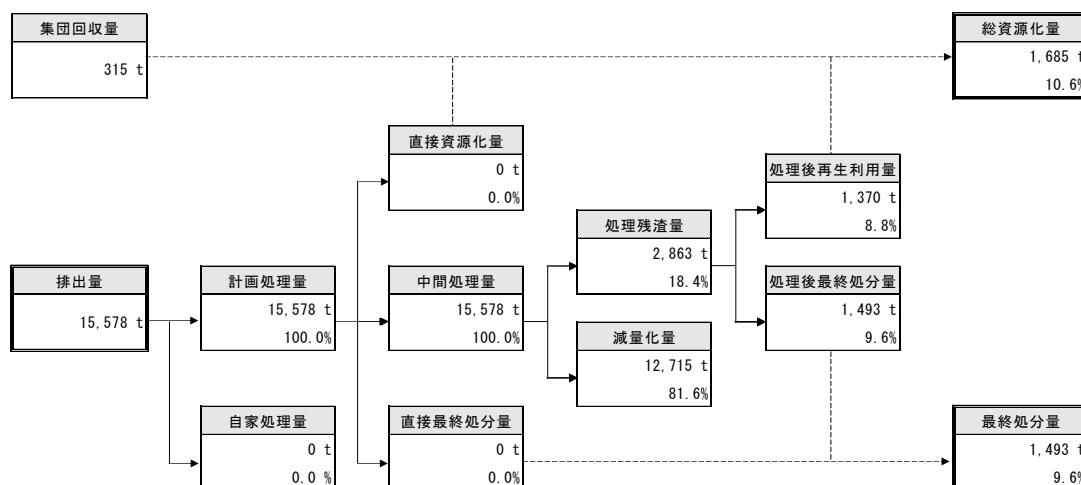


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

目標年度の処理状況フローは図 2-2 のとおりである。

表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目標 (割合※ ¹) (令和8年度)
排出量	事業系	総排出量	5,752トン
		1事業所当たりの排出量※ ²	2.8トン/事業所
	生活系	総排出量	9,826トン
		1人当たりの排出量※ ³	167kg/人
合計	事業系生活系排出量合計	15,578トン	
再生利用量	直接資源化量	0トン (0.0%)	
	総資源化量	1,685トン (10.6%)	
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	-	
最終処分量	埋立最終処分量	1,493トン (9.6%)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

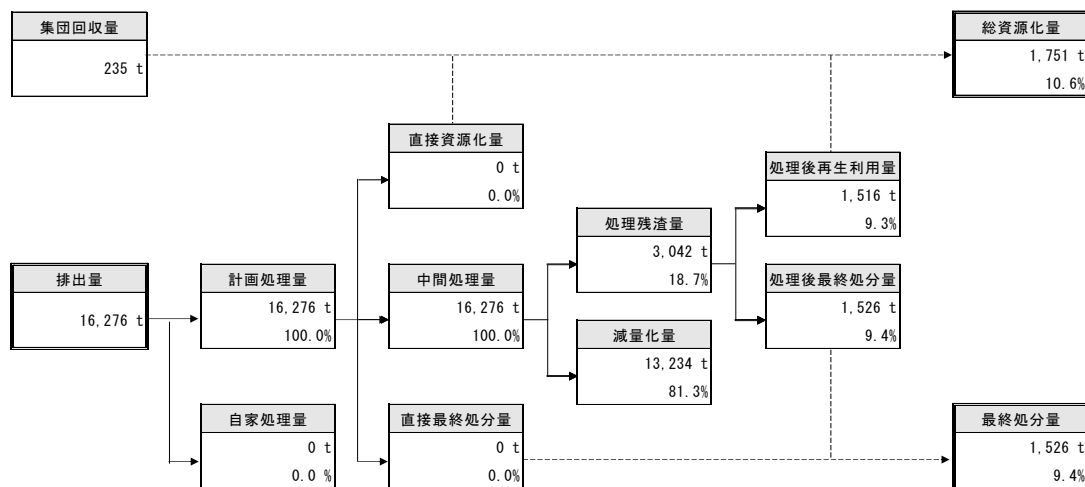


図 2-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和8年度)

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

現在の処理手数料は表 3-1 に示すとおりである。

今後のごみ量の推移や近隣市町村の事例を参考にし、料金徴収方法、手数料単価について随時検討し、必要に応じて見直しを行う。

表 3-1 処理手数料

生活系ごみ	指定袋	可燃ごみ	大 800 円 (20 枚)
			小 600 円 (20 枚)
		資源ごみ	200 円 (10 枚)
		不燃ごみ	200 円 (10 枚)
	有害ごみ	100 円 (5 枚)	
	専用ステッカー	粗大ごみ	200 円 (1 枚)
	直接搬入		100 円/10kg
事業系ごみ	許可業者、直接搬入		150 円/10kg

イ 買い物袋持参運動の推進

買い物時はマイバックを持参し、レジ袋等を断り、排出抑制に努める。

ウ 過剰包装の抑制運動の推進

商品購入の際は、過剰包装を断る。

エ レジ袋対策の推進

収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバック等を活用することでレジ袋の使用を減らす。

オ ごみ減量化推進店制度の導入

ごみの発生抑制や再資源化に積極的に取り組んでいる商店、スーパーなどの小売店を「ごみ減量化推進店」として認定する制度の導入について検討を行っていく。

カ 食品ロス削減の推進

宴会時や外食時における食べ残しを減らすため、乾杯後 30 分間、お開き 10 分前になったら自分の席に戻り、料理を楽しむ「3010 運動」を推進していく。

キ 家庭用生ごみ処理機購入補助の実施の推進

生ごみ堆肥化資材や生ごみ処理機の購入に対する補助制度の拡充（構成市町）により自家処理をすすめ、厨芥類の減量を図る。

ク ステーションにおける分別指導

声かけや広報・チラシの配布などにより適正分別・排出の啓発活動を行う。

ケ フリーマーケットの利用の促進

本組合ではフリーマーケットの利用を促進し、再使用が可能な不用品の再利用（リユース）を推進している。

コ 再生品の利用促進・不用品交換制度の検討の推進

家庭で使用しなかった再使用が可能な不用品の交換制度の検討を行う。

サ 資源ごみ回収奨励金交付事業の実施の推進

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、資源物を回収している団体に、奨励金を交付する事業を推進していく。

シ 焼却灰の資源化の検討

資源化率の向上と最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の再生利用の検討を行う。

ス 啓発用・学習教材の作成・検討

食品ロスをはじめとするごみ問題の意識啓発を図るため、学習教材の作成の検討を行う。

セ 体験学習の推進

食品ロスの削減を目的としたエコクッキングやリサイクル意識を図るため、出前講座の開催等を検討・推進していく。

ソ 施設見学会の開催

毎年、小学4年生を対象に施設見学会を開催し、ごみの減量、分別徹底等の啓発活動を推進していく。

タ 広報の充実

ホームページ等による情報発信などにより、継続して広報を行っていく。

チ 数値目標の達成評価、公表

本計画の数値目標が達成できたか一定期間で評価、公表する。

ツ 適正処理困難物の周知徹底

本組合で処理することのできない適正処理困難物の周知徹底を図り、適正排出を推進していく。

テ 各種リサイクル法の周知徹底

各種リサイクル法についての正しい知識を持ってもらえるよう市民に対して周知徹底を図っていく。

ト 事業系生ごみの堆肥化の促進

給食残渣をはじめとする事業系生ごみの堆肥化を検討し、資源となる生ごみ等を活用し、事業系ごみの減量に努める。

ナ 事業系資源ごみの自己処理要請

リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促すことにより事業者の再資源化に係る取組みの促進に努める。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表 3-2 に示すとおりである。

本組合は可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ（陶磁器・ガラス類、小型家電品、金属類・その他）、資源ごみ（カン・ビン、衣類、その他布、雑誌、新聞、紙パック、段ボール、ペットボトル、白色トレイ）、有害ごみの計 15 分別である。

現在、本組合のごみ処理対象区域は山武市（旧成東町地域を除く）、芝山町、横芝光町（旧光町地域を除く）※である。

今後は、令和 3 年度に横芝光町の旧光町地域、令和 10 年度より山武市の旧成東町地域の処理を受け入れる予定である。

本組合のごみ処理施設は平成 8 年 3 月に竣工した焼却施設及びリサイクルプラザである。

リサイクルプラザでは可燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理、資源ごみ処理及び有害ごみの一時保管を行っている。

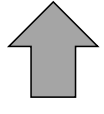
焼却施設は平成 25～26 年度に長寿命化計画に基づく大規模改修を実施し、処理機能の回復及び温室効果ガスの低減を図った。

令和 10 年度には新焼却施設の稼働が予定されている。

※令和 3 年度より旧光町地域の処理の受け入れを開始する。

表 3-2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和元年度）			今後（令和8年度）		
分別区分	処理方法	処理実績（トン）	分別区分	処理方法	処理見込（トン）
可燃ごみ	焼却	8,288	可燃ごみ	焼却	8,581
粗大ごみ		373	粗大ごみ		153
不燃ごみ		386	不燃ごみ		676
資源ごみ			資源ごみ		
カン・ビン			カン・ビン		
衣類			衣類		
その他布			その他布		
雑誌			雑誌		
新聞			新聞		
紙パック			紙パック		
段ボール			段ボール		
ペットボトル			ペットボトル		
白色トレイ			白色トレイ		
有害ごみ		20	有害ごみ		17
計		9,826	計		10,036



イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業者の自己責任での処理を原則とし、許可業者、事業者自らによる施設への搬入とし、ごみの発生抑制をはじめとする適正処理に関する行動を継続してもらうための指導・啓発を積極的に推進していく。

また、リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促すことにより事業者の再資源化に係る取組みの促進に努める。

ウ 今後の処理体制の要点

- ◇令和3年度に横芝光町の旧光町地域、令和10年度より山武市の旧成東町地域の処理を受け入れる予定である。
- ◇旧光町地域、旧成東町地域のごみ処理の受け入れに伴うごみ量の増加に伴い最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の再資源化について検討を行う。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

p. 8「(2)処理体制」の統一化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-3 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却施設 (仮称)山武郡市 環境衛生組合新ご み焼却施設	(仮称)山武郡市環 境衛生組合新ごみ 焼却施設整備事業	約 80 t / 日	選定中	R7～R9 年度 (R8 年度以 降は第 2 期)

(整備理由) 事業番号 1 既存施設の老朽化への対応、エネルギーの高効率回収、二酸化炭素の削減及び災害に強靱な廃棄物処理システム構築のため、新たな施設の整備を行う。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

整備計画に先立ち、表 3-4 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-4 実施する計画支援業務

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)山武郡市環境衛生組合新 ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る施設整備基本計画等	施設整備基本計画の策定	R3 年度
	(仮称)山武郡市環境衛生組合新 ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る事業方式選定調査(PFI 導入可能性調査)	民間活力導入の可能性調査	R4 年度
	(仮称)山武郡市環境衛生組合新 ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る測量・地質調査及び造成 計画	建設用地の測量・地質調査 建設用地造成に係る基本計画・基 本設計	R3 年度 ～R5 年度
	(仮称)山武郡市環境衛生組合新 ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査の実施、縦覧	R4 年度 ～R5 年度
	(仮称)山武郡市環境衛生組合新 ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る基本設計	施設基本設計	R4 年度 ～R5 年度
	(仮称)山武郡市環境衛生組合新 ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る発注支援	要求水準書作成、事業者選定に係 るアドバイザー業務	R5 年度 ～R6 年度

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

施設整備に先立ち、表 3-5 のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表 3-5 長寿命化総合計画策定支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) 山武郡市環境衛生組合 新ごみ焼却施設整備事業 (事業 番号 1) に係る長寿命化総合計画	施設保全計画等の策定	R7 年度

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについてはごみ分別カレンダーやホームページ等により啓発を行い、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ 不法投棄対策

不法投棄や海洋プラスチックごみの発生を防止するため、広報紙、ホームページでの啓発活動に加えて、ごみのポイ捨て防止運動や各種団体との連携による不法投棄防止対策を強化し、構成市町や環境美化団体と連携して不法投棄対策に努める。

ウ 感染性廃棄物の処理

感染性廃棄物における感染の恐れがある注射針等の廃棄に関する情報などをホームページ、パンフレット等で周知し、収集における事故の防止に努める。

また、感染性廃棄物における感染の恐れがある注射針等廃棄に関する適正処分について、医師会などの医療機関と調整し、適正処理に向けて検討する。

エ 農業用廃プラスチック

排出者が農業用廃プラスチックをみだりに捨てる、野焼きするのを防止するために、農業用廃プラスチック等の回収方法の変更等を検討する。

オ 災害時の廃棄物処理

大規模災害発生時において発生する多量の災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行うため、体制の整備、有害物質を確実に処理した上での循環的利用、関係者間での意思疎通と理解促進に向けた一層の努力など、大規模災害に備えた取組みを強化していく。

また、災害発生時には各市町の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画（構成市町において策定中であり、令和3年度からの運用を予定）に基づき、各市町と連携した処理体制の整備を図る。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて構成市町、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

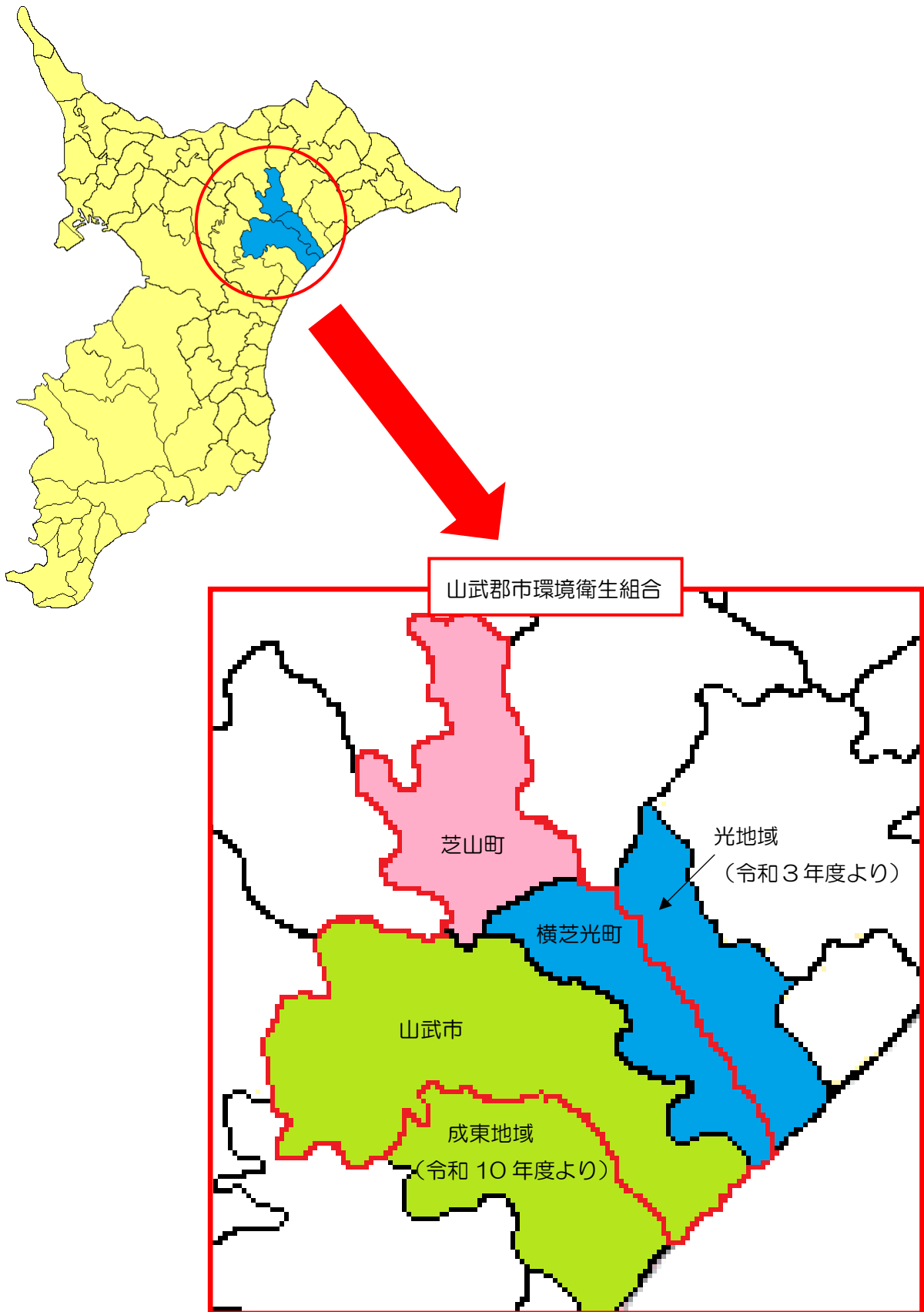
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すものとする。

添付資料及び様式類

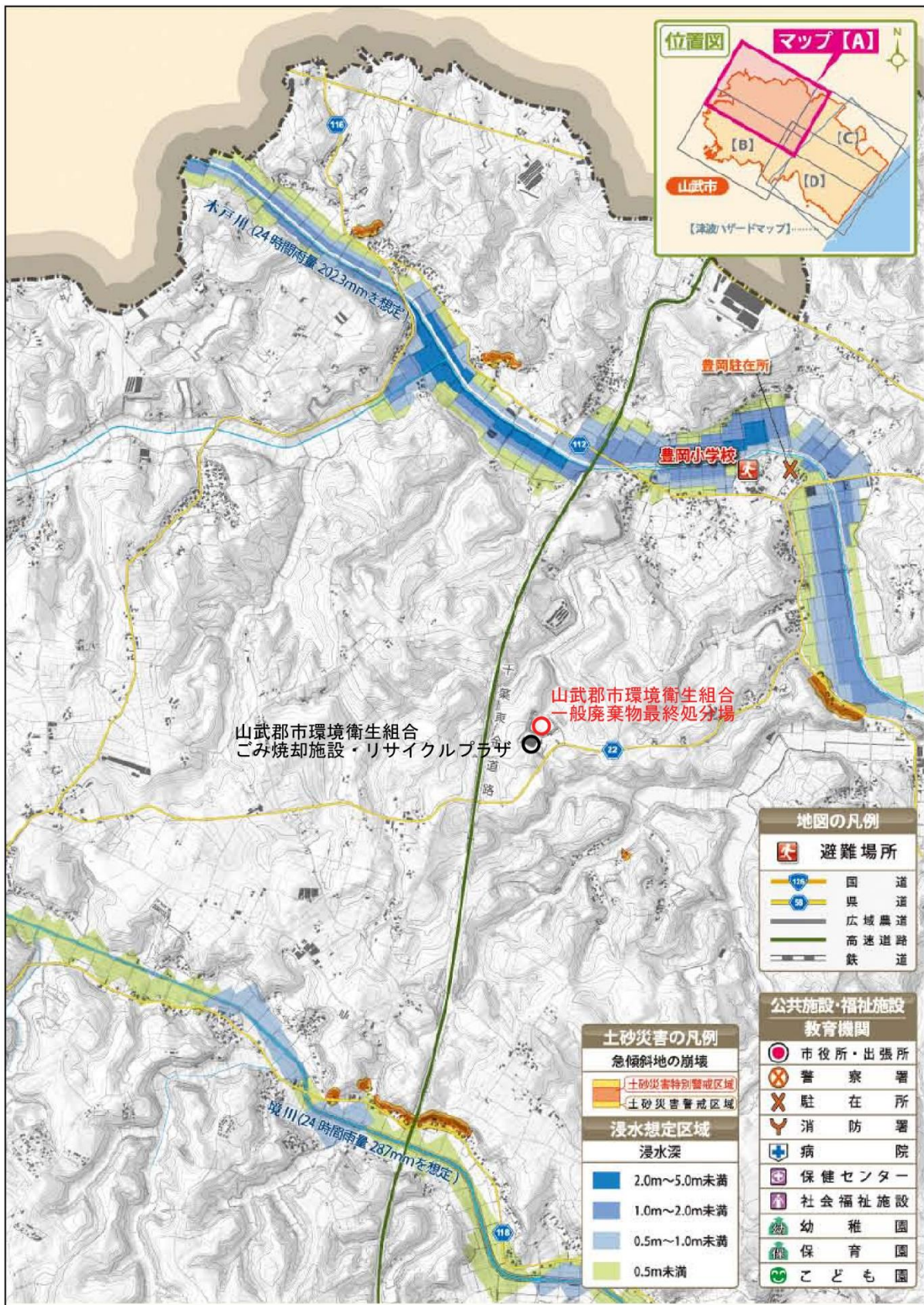
添付資料 1. 対象地域



添付資料 2. 現有施設の概要



ハザードマップ

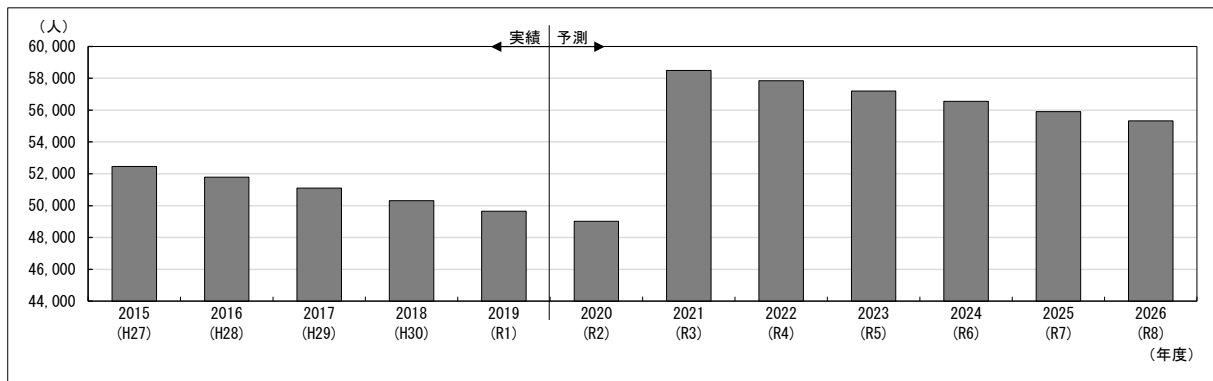


添付資料3. 目標の設定に関するグラフ等

1. 人口

項目	年度	実績					予測						
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
人口		52,463	51,788	51,103	50,317	49,647	49,022	58,488	57,844	57,200	56,556	55,913	55,330

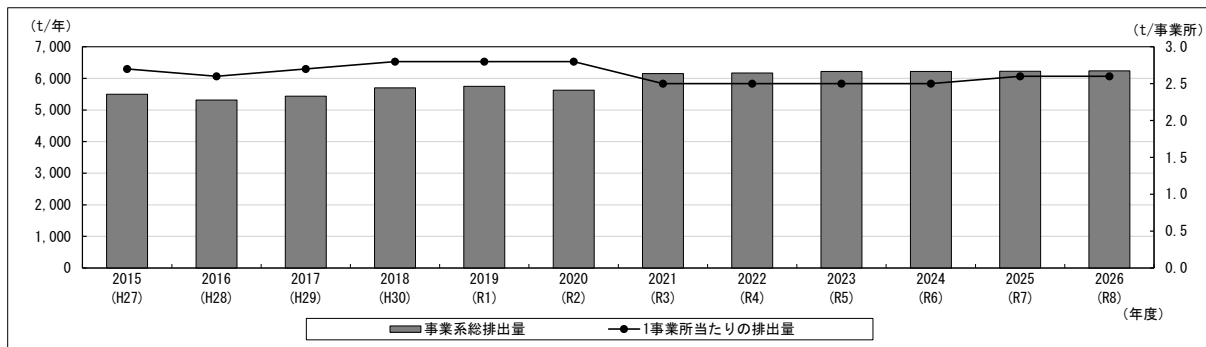
※実績人口は山武市（旧成東町を除く）、芝山町、横芝光町（旧光町を除く）



2. 排出量

1) 事業系ごみ

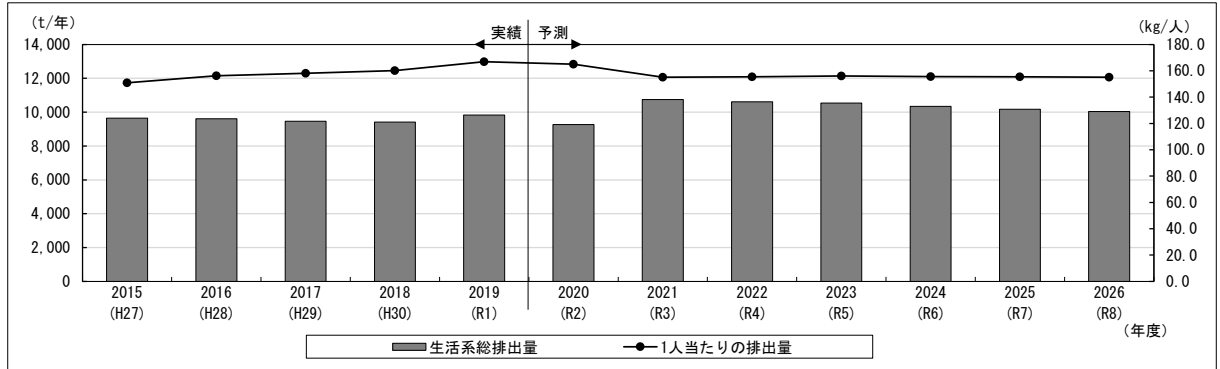
項目	年度	実績					予測						
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
事業系総排出量 (t/年)		5,498	5,318	5,435	5,703	5,752	5,624	6,154	6,169	6,222	6,217	6,226	6,240
1事業所当たりの排出量 (t/事業所)		2.7	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6



2) 生活系ごみ

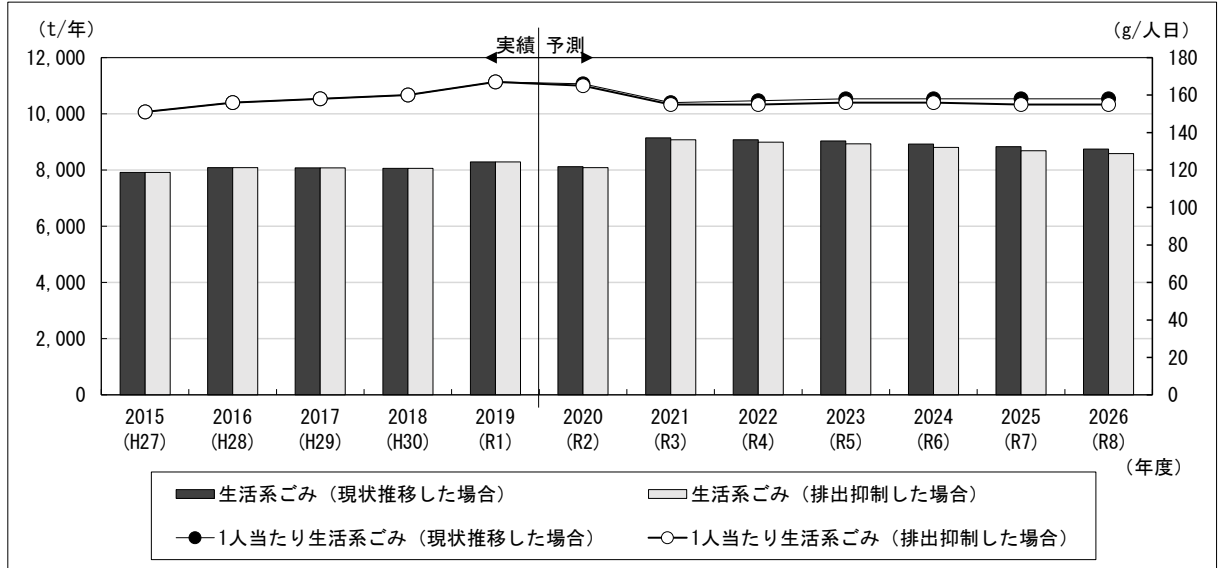
【排出抑制した場合の予測】

項目	年度	実績					予測						
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
生活系総排出量 (t/年)		9,648	9,605	9,460	9,418	9,826	9,269	10,745	10,609	10,536	10,349	10,174	10,036
1人当たりの排出量 (kg/人)		150.9	156.2	158.1	160.1	166.9	165.0	155.2	155.5	156.1	155.6	155.4	155.1



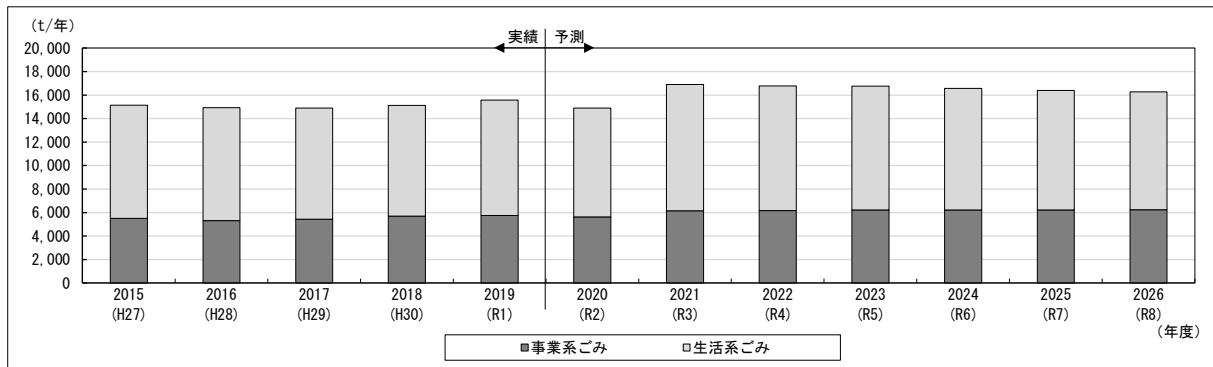
【現状推移した場合との比較】

項目	年度		実績					予測						
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
生活系ごみ (資源ごみ、集団回収を除く)	現状		7,916	8,089	8,077	8,058	8,288	8,123	9,140	9,076	9,035	8,927	8,833	8,742
	抑制		7,916	8,089	8,077	8,058	8,288	8,088	9,075	8,992	8,931	8,802	8,690	8,581
1人当たりの生活系ごみ	現状		151	156	158	160	167	166	156	157	158	158	158	158
	抑制		151	156	158	160	167	165	155	156	156	156	155	155



3) 事業系生活系総排出量

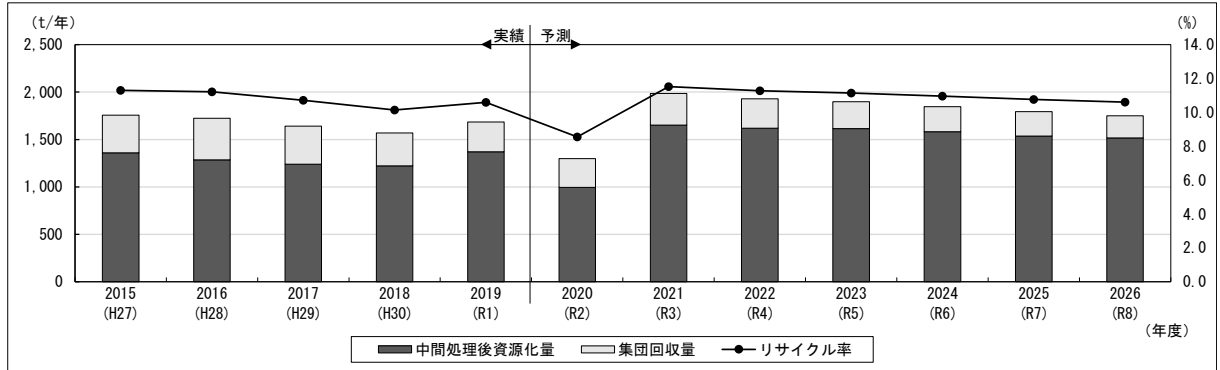
項目	年度	実績					予測						
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
事業系ごみ (t/年)		5,498	5,318	5,435	5,703	5,752	5,624	6,154	6,169	6,222	6,217	6,226	6,240
生活系ごみ (t/年)		9,648	9,605	9,460	9,418	9,826	9,269	10,745	10,609	10,536	10,349	10,174	10,036
事業系生活系総排出量 (t/年)		15,146	14,923	14,895	15,121	15,578	14,893	16,899	16,778	16,758	16,566	16,400	16,276



3. 総資源化量

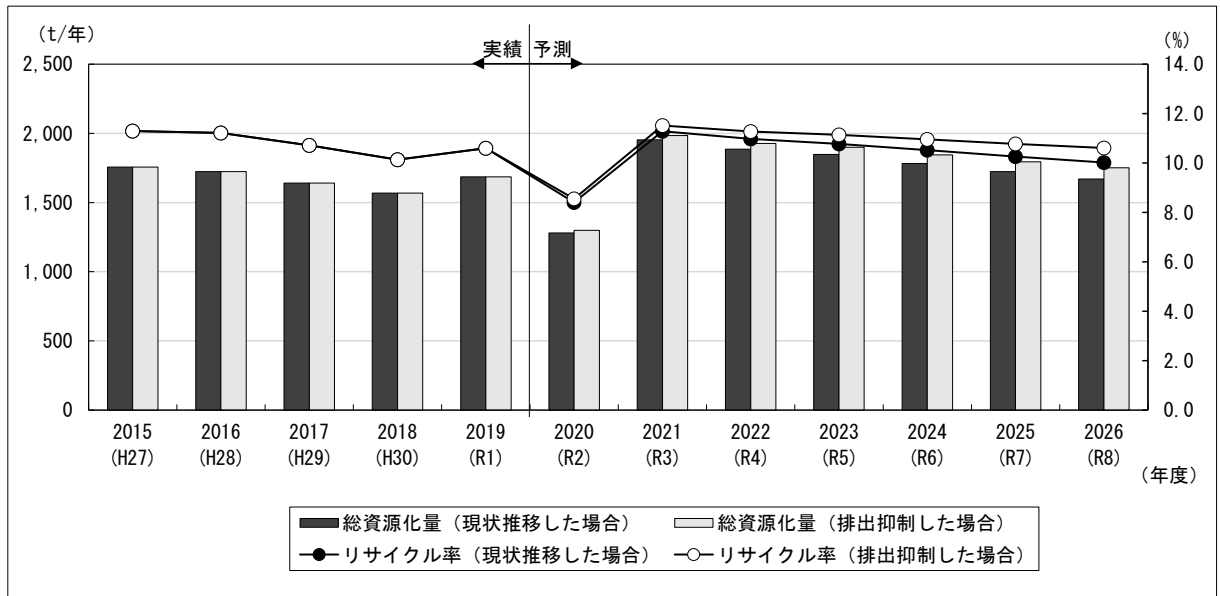
【排出抑制した場合の予測】

項目	年度	実績					予測						
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
直接資源化量 (t/年)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理後資源化量 (t/年)		1,360	1,286	1,239	1,223	1,370	995	1,651	1,619	1,614	1,581	1,537	1,516
集団回収量 (t/年)		397	438	401	345	315	304	334	309	285	264	257	235
総資源化量 (t/年)		1,757	1,724	1,640	1,568	1,685	1,299	1,985	1,928	1,899	1,845	1,794	1,751
リサイクル率 (%)		11.3	11.2	10.7	10.1	10.6	8.6	11.5	11.3	11.1	11.0	10.8	10.6



【現状推移した場合との比較】

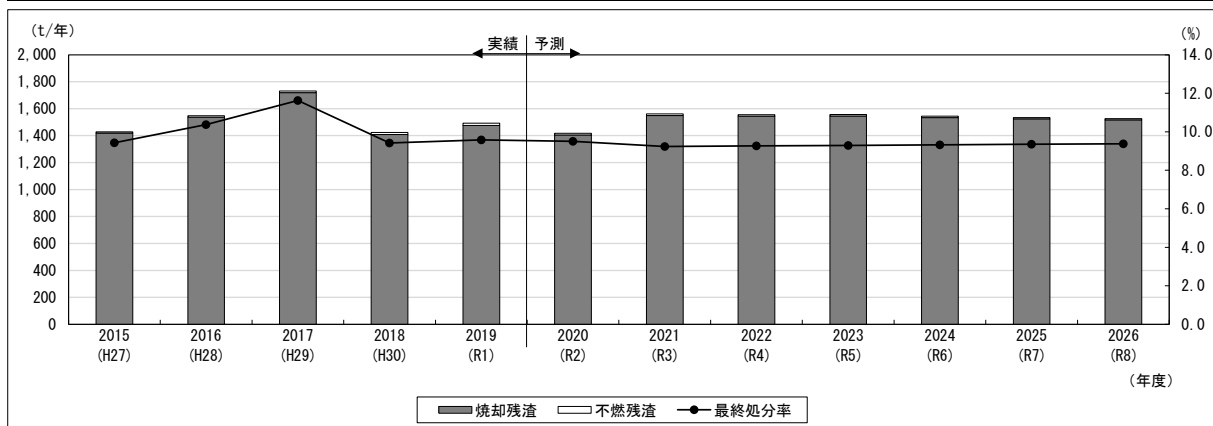
項目	年度	現状	実績					予測					
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)
総資源化量	現状	1,757	1,724	1,640	1,568	1,685	1,281	1,953	1,886	1,847	1,783	1,723	1,670
	抑制	1,757	1,724	1,640	1,568	1,685	1,299	1,985	1,928	1,899	1,845	1,794	1,751
リサイクル率	現状	11.3	11.2	10.7	10.1	10.6	8.4	11.3	11.0	10.8	10.5	10.3	10.0
	抑制	11.3	11.2	10.7	10.1	10.6	8.6	11.5	11.3	11.1	11.0	10.8	10.6



4. 最終処分量

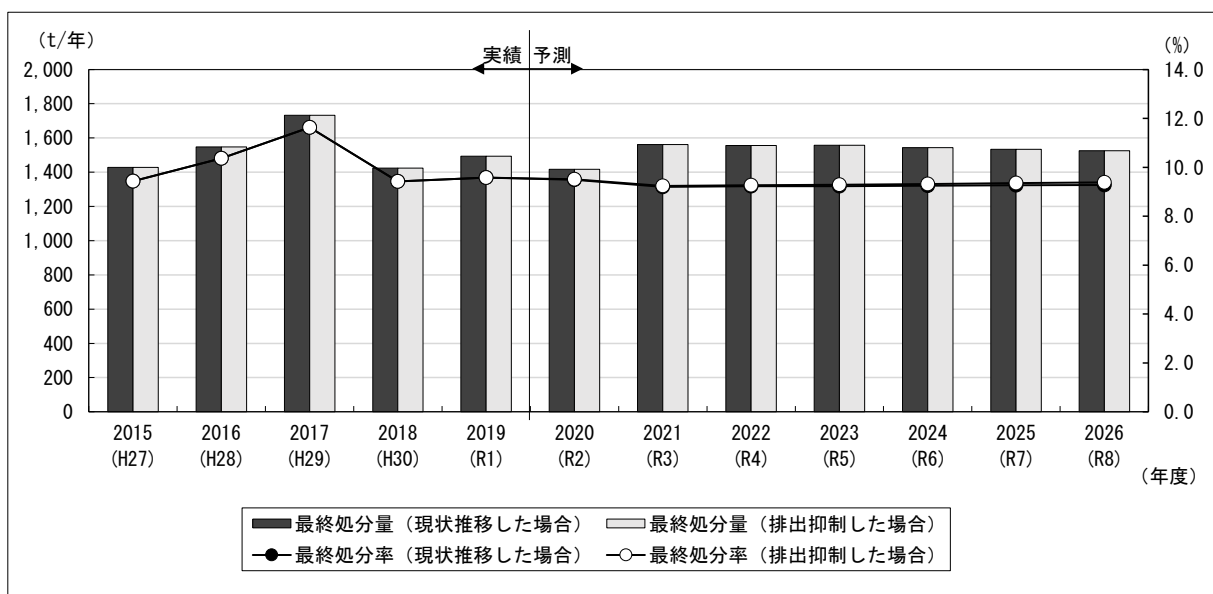
【排出抑制した場合の予測】

項目	年度	実績					予測						
		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
直接埋立量 (t/年)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣 (t/年)		1,419	1,537	1,719	1,409	1,476	1,405	1,549	1,545	1,546	1,534	1,525	1,517
不燃残渣 (t/年)		9	10	13	15	17	12	12	11	11	10	9	9
最終処分量 (t/年)		1,428	1,547	1,732	1,424	1,493	1,417	1,561	1,556	1,557	1,544	1,534	1,526
最終処分率 (%)		9.4	10.4	11.6	9.4	9.6	9.5	9.2	9.3	9.3	9.3	9.4	9.4



【現状推移した場合との比較】

項目	年度		実績					予測						
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
最終処分量	現状		1,428	1,547	1,732	1,424	1,493	1,417	1,561	1,556	1,557	1,544	1,534	1,526
	抑制		1,428	1,547	1,732	1,424	1,493	1,417	1,561	1,556	1,557	1,544	1,534	1,526
最終処分率	現状		9.4	10.4	11.6	9.4	9.6	9.5	9.2	9.2	9.2	9.3	9.3	9.3
	抑制		9.4	10.4	11.6	9.4	9.6	9.5	9.2	9.3	9.3	9.3	9.4	9.4



添付資料 4. 分別区分説明資料

【組合】

分別区分		品目例
可燃ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ： 台所から出るごみ（水分を切って出す） ・ 発泡スチロール： 保冷箱、緩衝材（白色トレイを除く）（30cm以下に切る） ・ 皮革類： グローブ、靴、バッグなど ・ ゴム類： ゴムホース、ゴム手袋など（30cm以下に切断） ・ 木くず： 板くず、棒切れ、枝木など（直径10cm以下・長さ30cm以下に切断） ・ プラスチック製容器包装： 洗剤容器、シャンプー容器、食品容器など ・ 紙類： ちり紙、包装紙、紙おむつ（汚物は取り除く）、紙袋、紙箱、食品容器、洗剤容器、紙皿、紙コップなど ・ プラスチック製品： おもちゃ、プラケース、ラップ、ビニール袋、ペン、CD、FD、スポンジ、ストロー、網など（大きいものは30cm以下に切断） ・ 布類： タオル、ハンカチ、肌着、靴下、布袋、布きれ、運動靴など ・ その他： 落葉、雑草（土をよくはたく）、小型クッション、ぬいぐるみ、ボール、ペットの砂、フィルム、吸殻、生理用品、掃除機のチリなど（30cm以下のものに限る）
		<p>※洗剤、シャンプーなどの容器は中身を使い切ってから出す。</p> <p>※レジャーシートなどの大きいものやホースなどの長いものは30cm以下に切断して出す。</p> <p>※プラスチック類、木製のもの、ぬいぐるみ、クッション、バッグなどで30cm以上のものは入れない。（不燃ごみの袋に入るものは不燃ごみ、入らないものは粗大ごみ）</p> <p>※祝日、振替休日は収集する。</p> <p>※対象物以外のものが混入している場合は、収集しない。</p>
不燃ごみ	陶磁器 ガラス類	茶碗、皿、植木鉢、化粧品のビン、割れたビン、窓ガラス、ガラスくず、鏡、コップなど
	小型家電品	音楽プレーヤー、掃除機、スピーカー、ビデオカメラ、電気ポット、時計など
	金属類 その他	卓上コンロ、卓上ボンベ、なべ、やかん、傘、缶詰のカン・スプレー缶、ビデオテープ、電気コード、延長コード、ポリタンクなど
		<p>※ガラスなどの割れたものは、危険なので紙などに包んで入れる。</p> <p>※卓上ボンベ・化粧品などのスプレー缶は、必ず使い切ってから入れる。</p>

	<p>※化粧品・缶詰などは中身を綺麗に処分してから入れる。</p> <p>※対象物以外のものが混入している場合は、収集しない。</p> <p>※個人情報が記録されている小型家電はデータを消去する。</p>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・家具類： 机、いす、戸棚、タンス ・寝具類： ふとん、マットレス、スプリングマット ・家電製品： ステレオ、扇風機、レンジ、ストーブ、こたつ ・その他： カーペット、自転車、畳、ミシン、トタン、バイク（50cc以下）他 <p>※電話での申し込みによる自宅回収、又は組合への直接持ち込み。</p>
資源ごみ	<p>カン・ビン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンは飲料用（ジュース、酒類、調味料）のものに限る ・ビンは飲料用（ジュース、酒類、調味料）・食用（海苔、ジャム）・菓（風邪薬など）・食用油のものに限る <p>※カンとビンは混合で出せる。</p> <p>※中身を必ず処分し、水洗いをする。</p> <p>※ビンのキャップは必ず外す。（ドレッシング・油などのガラスビンに固定されたプラスチック製そそぎ口は外さなくて良い）</p> <p>※缶詰のカン、菓子カン、化粧品のビンは不燃ごみ。</p> <p>※農業用のビンは処理できない。</p>
	<p>衣類</p> <p>※濡らさずに袋に入れる。</p> <p>※袋の口をしっかり結ぶ。</p>
	<p>その他布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーツ、カーテン、反物のみ <p>※濡らさずに袋に入れる。</p> <p>※袋の口をしっかり結ぶ。</p>
	<p>雑誌</p> <p>※濡らさずに袋に入れる。</p> <p>※袋の口をしっかり結ぶ。</p>
	<p>新聞</p> <p>※濡らさずに袋に入れる。</p> <p>※袋の口をしっかり結ぶ。</p> <p>※チラシ、広告も入れられる。</p>
	<p>ペットボトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PETの材質表示のあるものに限る <p>※中身を必ず処分し、水洗いする。</p>
	<p>紙パック</p> <p>※水洗いし、広げてよく乾かす。</p>
	<p>白色トレイ</p> <p>※水洗いし、よく乾かす。</p>
	<p>段ボール</p> <p>※濡らさずに袋に入れる。</p> <p>※袋に入らない場合は、小さく切って袋に入れる。</p> <p>※対象物以外のものが混入している場合は、収集しない。</p>
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み乾電池、電球、蛍光灯、水銀体温計、刃物、包丁、カッターの刃、ライター、裁縫針、釣針、ピンなど <p>※包丁などは刃に布を巻き、刃物と記入する。</p> <p>※カッターの刃などはカンなどに入れて出す。</p> <p>※蛍光灯は割らないで入れる。（袋から出ていても良い）</p> <p>※対象物以外のものが混入している場合は、収集しない。</p>

組合以外 で処理	家庭用 パソコン	①メーカーに直接申し込む ②メーカーが不明の場合→財団法人パソコン 3R 促進協会
	家電製品 (エアコン・ テレビ・冷蔵 庫・洗濯機・ 衣類乾燥機)	①買った店又は買い換える店に依頼 ②専門業者に依頼 ③本人が指定取引場所へ持っていく (振替払込受付証明書に貼付した家電リサイクル券を持参する)
	専門業者に 依頼する	・業務用ビニール、農業用資材、ガスボンベ、農機具(部品を含む)、自動車用部品、灰、瓦、業務用電気製品、消火器、塗料缶、バッテリー、コンクリートブロック、建築廃材、医療器具類など ※農業用ビニールについては、市町担当課へ問い合わせする。

(資料：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」平成28年1月 山武郡市環境衛生組合)

【横芝光町（旧光町地域）】

分別区分		品目例
可燃ごみ		板・枝葉、生ごみ、てんぷら油（家庭から出る廃食用油）、貝殻、くつ、紙おむつ、ペット砂、クーラーボックス、使い捨てライター、ラップ、アルミホイル、ビデオテープ、CD、フロッピーディスク、カイロ、プラスチック系おもちゃ等
不燃ごみ		セトモノ類（カップ、茶わん、皿、花ビン、土ビン、鉢）、化粧品 のビン（乳白色製のもの）、家電製品（電気釜、ラジカセ、ポット、掃除機）、有害ごみ（鏡、体温計、蛍光灯、電球、乾電池）
粗大ごみ		ソファー、自転車、タンス、カーペット、マットレス、ストーブ、布団等
資源 ごみ	ビン類	酒・ジュースビン等
	缶類	アルミ・スチール・缶詰・茶・ミルク・菓子類・缶詰の缶及びフタ、スプレー缶等
	ガラス類	割れたガラス等
	金属類	フライパン、なべ、やかん、針金のハンガー、金属のキャップ、カサ（布・ビニールは可燃ごみへ）
	プラスチック容器類	洗剤・シャンプーボトル、カップ麺パック等
	ペットボトル	飲料・酒類・しょう油用容器（ペットボトルマークのあるもの）等
	衣類	古着類等
	紙類	飲料パック、新聞、段ボール、雑誌・書籍、紙袋・菓子袋・紙製容器類等

（資料：「一般廃棄物処理基本計画」平成26年3月 匝瑳市ほか二町環境衛生組合）

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	山武郡市環境衛生組合	(2) 地域内人口	60,104人	(3) 地域面積	210.1km ²	その他
(4) 構成市町村名	山武市 (旧成東町地域を除く)、芝山町、横芝光町 (旧日光町地域を除く)	(5) 地域の要件	人口	津城	龍島	葦美
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：山武市 (旧成東町地域を除く)、芝山町、横芝光町 (旧日光町地域を除く) 設立(予定)年月日：昭和41年9月31日 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状 (排出量等に対する割合)						目標
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度	
排出量	事業系 総排出量 (トン)	5,498	5,318	5,435	5,703	5,752	6,240 (R比+8.5%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.7	2.6	2.7	2.8	2.8	2.6
	生活系 総排出量 (トン)	9,648	9,605	9,460	9,418	9,826	10,036 (R比+2.1%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	150.9	156.2	158.1	160.1	166.9	155.1
合計 事業系生活系総排出量合計 (トン)	15,146	14,923	14,895	15,121	15,578	16,276 (R比+4.5%)	
再生利用量	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
エネルギー回収量	1,757 (11.3%)	1,724 (11.2%)	1,640 (10.7%)	1,568 (10.1%)	1,685 (10.6%)	1,751 (10.6%)	1,751 (10.6%)
減量化量	12,358 (81.6%)	12,090 (81.0%)	11,924 (80.1%)	12,474 (82.5%)	12,715 (81.6%)	13,234 (81.3%)	13,234 (81.3%)
最終処分量	1,428 (9.4%)	1,547 (10.4%)	1,732 (11.6%)	1,424 (9.4%)	1,493 (9.6%)	1,526 (9.4%)	1,526 (9.4%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	山武郡市環境衛生組合	流動床式	110t/日	H8.3	R10.3 廃止		
	マテリアルリサイクル 推進施設		破碎(粗大)	4t/5h	H8.3			
最終処分場	一般廃棄物最終処分場		選別(資源)	15t/5h	H8.3			
			埋立容量 44,000m ³	H10.4				

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃止施設及び解体施設の名称	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	(仮称)山武郡市環境衛生 組合新ごみ焼却施設	山武郡市環境衛生組合	未定	約80t/日	R10.3	老朽化	無	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和3年度)

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名	規模	事業期間 交付期間	総事業費(千円)							交付対象事業費(千円)							備考
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
○エネルギー回収等に関する事業					終了	1,764,000	0	0	0	0	1,764,000	1,411,200	0	0	0	1,411,200				
	エネルギー回収施設整備	1	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R7	1,764,000					1,764,000					1,411,200				
○施設整備に関する計画支援事業	エネルギー回収施設整備					169,764	47,664	56,881	11,605	0	169,764	47,664	56,881	11,605	0	169,764				
	新ごみ焼却施設整備	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R3	18,260	18,260	0	0	0	18,260	18,260	0	0	0	18,260				
	新ごみ焼却施設整備事業に係る施設 整備基本計画等					18,260	18,260	0	0	0	18,260	18,260	0	0	0	18,260				
	エネルギー回収施設整備					9,680	0	9,680	0	0	9,680	0	9,680	0	0	9,680				
	新ごみ焼却施設整備事業に係るPFI 導入可能性調査	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R4	9,680		9,680			9,680		9,680			9,680				
	エネルギー回収施設整備					59,214	29,404	17,501	12,309	0	59,214	29,404	17,501	12,309	0	59,214				
	新ごみ焼却施設整備事業に係る測 量・地質調査及び造成計画	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R3	59,214	29,404	17,501	12,309		59,214	29,404	17,501	12,309		59,214				
	エネルギー回収施設整備					39,820	0	19,910	19,910	0	39,820	0	19,910	19,910	0	39,820				
	新ごみ焼却施設整備事業に係る生活 環境影響調査	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R4	39,820		19,910	19,910		39,820		19,910	19,910		39,820				
	エネルギー回収施設整備					19,580	0	9,790	9,790	0	19,580	0	9,790	9,790	0	19,580				
○廃棄物処理施設における長寿命化総合 計画策定支援事業	新ごみ焼却施設整備事業に係る基本 設計	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R4	19,580		9,790	9,790		19,580		9,790	9,790		19,580				
	エネルギー回収施設整備					23,210	0	0	11,605	11,605	0	23,210	0	0	11,605	11,605	0			
	新ごみ焼却施設整備事業に係る発注 支援	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R5	23,210			11,605	11,605	0	23,210		0	11,605	11,605	0			
	新ごみ焼却施設整備事業に係る長寿命化 総合計画	31	山武郡市環 境衛生組合	80㍉/日	R7	9,400		0	0	0	9,400		0	0	0	9,400	9,400			
合計					1,943,164	47,664	56,881	11,605	53,614	1,773,400	1,590,364	47,664	56,881	11,605	1,420,600					

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものを記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考					
					開始	終了		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度						
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	ごみの有料化	ごみ量の推移や近隣市町村の事例を参考にし、料金徴収方法、手数料単価について随時検討し、必要に応じて見直しを行う。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	12	買い物袋持参運動の推進	買い物時はマイバックを持参し、レジ袋等を断り、排出抑制に努める。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	13	過剰包装の抑制運動の推進	商品購入の際は、過剰包装を断る。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	14	レジ袋対策の推進	収集運搬や中間処理、最終処分負担を減らすため、マイバック等を活用することでレジ袋の使用を減らす。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	15	ごみ減量化推進店制度の導入	ごみの発生抑制や再資源化に積極的に取り組んでいる商店、スーパーなどの小売店を「ごみ減量化推進店」として認定する制度の導入について検討を行っていく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	16	食品ロス削減の推進	宴会時や外食時における食べ残しを減らすため、乾杯後30分間、お開き10分前になったら自分の席に戻り、料理を楽しむ「3010運動」を推進していく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	17	家庭用生ごみ処理機購入補助の実施の推進	生ごみ堆肥化資材や生ごみ処理機の購入に対する補助制度の拡充（構成市町）により自家処理をすすめ、厨芥類の減量を図る。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	18	ステーションにおける分別指導	声かけや広報・チラシの配布などにより適正分別・排出の啓発活動を行う。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	19	フリーマーケットの利用の促進	本組合ではフリーマーケットの利用を促進し、再使用が可能な不用品の再利用（リユース）を推進している。	組合	R3	R7												
	110	再生品の利用促進・不用品交換制度の検討の推進	家庭で使用しなくなった再使用が可能な不用品の交換制度の検討を行う。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	111	資源ごみ回収奨励金交付事業の実施の推進	ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、資源物を回収している団体に、奨励金を交付する事業を推進していく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	112	焼却灰の資源化の検討	資源化率の向上と最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の再生利用の検討を行う。	組合	R3	R7												
	113	啓発用・学習教材の作成・検討	食品ロスをはじめとするごみ問題の意識啓発を図るため、学習教材の作成の検討を行う。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	114	体験学習の推進	食品ロスの削減を目的としたエコクッキングやリサイクル意識を図るため、出前講座の開催等を検討・推進していく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
	115	施設見学会の開催	毎年、小学4年生を対象に施設見学会を開催し、ごみの減量、分別徹底等の啓発活動を推進していく。	組合	R3	R7												
	116	広報の充実	ホームページ等による情報発信などにより、継続して広報を行っていく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7												
117	数値目標の達成評価、公表	本計画の数値目標が達成できたか一定期間で評価、公表する。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7													
118	適正処理困難物の周知徹底	本組合で処理することのできない適正処理困難物の周知徹底を図り、適正排出を推進していく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7													
119	各種リサイクル法の周知徹底	各種リサイクル法についての正しい知識を持ってもらえるよう市民に対して周知徹底を図っていく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7													
120	事業系生ごみの堆肥化の促進	給食残渣をはじめとする事業系生ごみの堆肥化を検討し、資源となる生ごみ等を活用し、事業系ごみの減量に努める。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7													
121	事業系資源ごみの自己処理要請	リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促すことにより事業者の再資源化に係る取組みの促進に努める。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7													

処理体制の構築、変更に関するもの	21	分別区分の見直しに応じた効率的な収集体制の構築	必要に応じて、分別区分の見直しの検討を行い、効率的な収集・処理を推進していく。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
	22	ステーション管理の向上	清掃などを行い清潔の保持に努め、効率的な収集が行えるようステーション管理を行う。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
	23	低公害車の導入	環境にやさしい収集・運搬を行うために低公害車の導入を検討する。 委託業者、許可業者にもアイドリングストップを行うなど適正な収集・運搬の運用を要請する。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称)山武都市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業	既存施設の老朽化への対応、エネルギーの高効率回収、二酸化炭素の削減を行う。	組合	R7	R9	○																建設	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	(事業番号1)に係る施設整備基本計画等	施設整備基本計画の策定	組合	R3	R3	○	策定																
		(事業番号1)に係る事業方式選定調査(PFI導入可能性調査)	民間活力導入の可能性調査	組合	R4	R4	○		調査															
		事業番号1)に係る測量・地質調査及び造成計画	建設用地の測量・地質調査 建設用地造成に係る基本計画・基本設計	組合	R3	R5	○		調査等															
		(事業番号1)に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査の実施、縦覧	組合	R4	R5	○		調査等															
		(事業番号1)に係る基本設計	施設基本設計	組合	R4	R5	○		設計															
		(事業番号1)に係る発注支援	要求水準書作成、事業者選定に係るアドバイザー業務	組合	R5	R6	○																	
(事業番号1)に係る長寿命化総合計画	施設保全計画等の策定	組合	R7	R7	○																		策定	
その他	41	廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについてはごみ分別カレンダーやホームページ等により啓発を行い、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
	42	不法投棄対策	広報紙、ホームページでの啓発活動に加えて、ごみのポイ捨て防止運動や各種団体との連携による不法投棄防止対策を強化し、構成市町や環境美化団体と連携して不法投棄対策に努める。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
	43	感染性廃棄物の処理	感染性廃棄物における感染の恐れがある注射針等の廃棄に関する情報などをホームページ、パンフレット等で周知し、収集における事故の防止に努める。 また、感染性廃棄物における感染の恐れがある注射針等廃棄に関する適正処分について、医師会などの医療機関と調整し、適正処理に向けて検討する。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
	44	農業用廃プラスチック	排出者が農業用廃プラスチックをみだりに捨てる、野焼きするのを防止するために、農業用廃プラスチック等の回収方法の変更等を検討する。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		
	45	災害時の廃棄物処理	大規模災害発生時において発生する多量の災害廃棄物処理を迅速かつ円滑に行うため、体制の整備、有害物質を確実に処理した上での循環的利用、関係者間での意思疎通と理解促進に向けた一層の努力など、大規模災害に備えた取組みを強化していく。 また、災害発生時には各市町の地域防災計画(及び災害廃棄物処理計画)に基づき、各市町と連携した処理体制の整備を図る。	山武市 芝山町 横芝光町 組合	R3	R7																		

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号を一致させること。

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	山武郡市環境衛生組合
(2) 施設名称	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設
(3) 工期	令和7年度～令和9年度
(4) 施設規模	処理能力約 80 t / 日 (40 t / 日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	未定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 未定 ^注 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収効率 未定 ^注 %) ・ 無 注) 詳細設計により確定
(7) 地域計画内の役割※1	老朽化した現有施設を建て替え、発電により効率的なエネルギー回収を行うとともに二酸化炭素排出量のより一層の削減を実施するとともに、災害に対して強靱な施設として立地する。
(8) 廃焼却施設解体工事の 有無	有 <input checked="" type="radio"/>

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	KWh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 事業計画額	8,840,000 千円 (令和7年度～令和9年度(令和8年度以降は第2期計画)の総事業費を記載: 令和7年度の計画事業額は、1,764,000 千円)
------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。
また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	山武郡市環境衛生組合		
(2) 事業目的	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業のため		
(3) 事業名称	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る施設整備基本計画等	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る事業方式選定調査(PFI 導入可能性調査)	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る測量・地質調査及び造成計画
(4) 事業期間	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度 ～令和 5 年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画の策定	民間活力導入の可能性調査	建設用地の測量・地質調査 建設用地造成に係る基本計画・基本設計
(6) 事業計画額	18,260 千円	9,680 千円	59,214 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	山武郡市環境衛生組合		
(2) 事業目的	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業のため		
(3) 事業名称	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業に係る生活環境影響調査	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業(事業番号1)に係る基本設計	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業(事業番号1)に係る発注支援
(4) 事業期間	令和4年度 ～令和5年度	令和4年度 ～令和5年度	令和5年度 ～令和6年度
(5) 事業概要	生活環境影響調査の実施、縦覧	施設基本設計	要求水準書作成、事業者選定に係るアドバイザー業務
(6) 事業計画額	39,820 千円	19,580 千円	23,210 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	山武郡市環境衛生組合		
(2) 事業目的	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業のため		
(3) 事業名称	(仮称) 山武郡市環境衛生組合新ごみ焼却施設整備事業(事業番号 1)に係る長寿命化総合計画		
(4) 事業期間	令和 7 年度		
(5) 事業概要	施設保全計画等の策定		
(6) 事業計画額	9,400 千円	千円	千円